

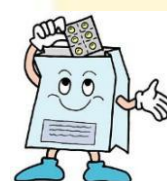


長期処方・リフィル処方箋について 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方箋を発行すること

のいずれの対応も可能です。



※長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断します。

リフィル処方箋とは？

症状が安定している患者さんに対して、医師の処方により医師と薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方箋です。

診療・リフィル処方箋発行



原則4日以内

調剤（1回目）



調剤（2回目）



調剤（3回目）



同一保険薬局で継続して調剤を受けることができない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください。

リフィル処方箋の留意点

- 1 医師が患者さんの病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 2 投薬量に限度が定められている医薬品や貼付剤は、リフィル処方ができません。
- 3 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧めることがあります。
- 4 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者さんが来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者さんが他の保険薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに、必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 5 患者さんの体調変化を考慮し、リフィル処方箋の有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者さんに受診を勧め、処方医へ情報提供することがあります。

